第２回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 15 日（火） 13 時 30 分～14 時 28 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	坂本委員、上林委員
労働者委員	毛塚委員、森田委員
使用者委員	竹本委員、床次委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	

議　事　内　容

○下風賃金指導官

ただ今から、第２回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、庭本委員、三浦委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしており、傍聴の申し込みが１名ございましたのでご報告いたします。

では、この後の進行につきましては部会長にお願いいたします。

○坂本部会長

それでは議題に入りたいと思います。

本日の審議につきましては、公開としております。傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いします。

前回８月 28 日の専門部会において全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題(１)「 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として金額の審議となります。

今までの審議の中でお話いただいている部分もありますが、労使それぞれから金額審議に当たっての金額提示及びその理由等をご発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に労使それぞれで打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使各委員

はい。

○坂本部会長

それでは別室でお願いします。

(労使各委員、別室に移動)

(労使各委員、別室から戻る)

○坂本部会長

それでは、審議を再開します。

まず、申し出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いします。

○毛塚委員

それでは労働者側を代表し毛塚より改正金額の要望について説明させていただきます。

先日の必要性審議では、使用者側から取り巻く情勢は厳しく金額改正の必要性はなしとしたいが、優秀な人材確保、塗料産業の魅力向上並びに高度専門性を維持したい、という思いは労使一致している、との意思表示もありましたとおり労働者側も同じ思いであるため、改正金額について説明させていただきます。

まず、労働生産性の向上と高付加価値化塗料についてです。

賃金の原資は、従業員一人ひとりが生み出す付加価値となっています。生産性を高め高く売れる製品へシフトしていく必要があります。単なる色を塗るための塗料から、遮熱、断熱、抗ウイルスなどの機能性、また、低ＶＯＣやバイオマス由来などの環境対応型塗料へシフトしていく必要があり、顧客が高くても買う理由のある高付加価値製品の開発と販売比率を高める必要があります。

労働生産性の向上については、製造工程のＤＸ化、特に調色、充填、物流などの工程にロボットやＡＩを導入し、少人数で高い出力を出せる体制を整え、これにより、削減されたコストを労務費に還元していく必要があります。

続きまして、公的な引き上げが必要であること。ということになります。

自社の都合で給料を上げたい、そういうことだけではなく、国が決定した法定最低賃金の改定や社会保険料の負担増という企業として逆らうことができない公的な要因がありますので、賃金水準を上げて産業全体の発展のために、特定最賃を引き上げる

ことによって、地賃との優位性を高め産業の発展につながる賃金構造を作っていく企業内最賃の引き上げにより組合の未組織労働者や非正規・再雇用者等同じ産業で働く仲間へ波及させていくことが重要であると考えています。

先日報告いたしましたとおり、日塗工の 2025 年での塗料需要の結果では、原材料価格の高止まり及び中東情勢の緊迫化に伴うナフサの価格上昇により各社相次いで価格改定を実施したところ、塗料販売金額が 1.6%増となっています。

また、連合集計での 2026 春闘の賃上げ率は 5.02%、300 人未満の中小企業では 4.7%、塗料業界での 2026 春闘の結果では塗料部会加盟単組の加重平均として、4.65%の賃金改善が達成されています。

現在、生産年齢人口減少及び少子高齢化が進む国内において、多くの業界で体力気力あふれる若手中堅の労働者への採用ニーズが急速に高まっておりますが、需要に対して供給が追い付かず、人員が充足しない状況が続いております。これらに対応して高齢者や女性の労働参加が急速に拡大しておりますが、こうした労働力を活用してもなお、人手が足りないほどの人手不足局面に入っております。

こういった方々の活用と企業存続、売り上げ、利益の向上に向けて、人員の確保が優先となるため雇用の定着化を図るためにも賃金の引き上げは必要と考えています。

先ほど述べました点、並びに地域別最賃との優位性を維持して塗料産業の人材確保、他産業への人材流失を防ぐ観点を踏まえ、今回の特定最賃の改定金額については、現在 1,158 円から 42 円アップの 1,200 円を労働者側の主張として要望させていただきます。

○坂本部会長

それでは、次に使用者側委員の方からお願いします。

○吉川委員

今年度の塗料製造業特定最賃引き上げ額について、使用者側の見解を表明致します。

2026 年度の塗料製造業界は、前回の必要性審議でも申し上げましたとおり、原材料・エネルギーコストの高騰や地政学リスクに伴う溶剤不足、価格転嫁（値上げ）と出荷統制、さらには人手不足といった厳しい経営環境に直面しています。

そして価格改定を余儀なくされている中で、価格転嫁しやすい大手に対し、中小零細では思うように値上げが進まないうえ、原材料・資材の高騰や調達難に苦しむ一方であります。

今年度の専門部会におきましては、中小零細に重きを置いた金額交渉及び実績に基づいた数字による論理的な交渉を行いたいと前回も申し上げました。

使用者側としては、厚生労働省「賃金改定状況調査」第４表①の一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率におけます製造業Ｂランク、プラス 3.3%が妥当であると考えます。これを換算しますと、現行 1,158 円のプラス 3.3%の引き上げ幅プラス 38 円を表明致します。

○坂本部会長
労使双方より金額提示とそのお考えをお聞きしました。
労働者側は 42 円引き上げの 1,200 円
使用者側は 38 円引き上げの 1,196 円
という御主張でした。
具体的な提示額をお聞きしましたが、金額に開きがありますのでこれから審議を続けていき、その開きを詰めていきたいと思います。
最初に公益と申し出をいただいた労働者側でお話し合いをさせていただきたいと思います。
その後使用者側ともお話し合いをさせていただきたいと思います。
それでよろしいか。

○労使各委員
はい。

○坂本部会長
ではお願いします。

(別室にて公・労協議)
(別室にて公・使協議)
(別室にて公・労協議)

○坂本部会長
再開します。
時間の関係もありますので、本日はここで一旦審議を終了したいと思います。
労使双方からお話をお聞きしましたが、本日の段階では労働者側は 42 円引き上げの 1,200 円、使用者側は 38 円引き上げの 1,196 円というご意見でした。
まだ金額に隔たりがあり一致に至っていません。労使共にもう少し審議を重ねていきたいとの意向ですので次回引き続き金額審議を行いたいと思います。
次回の日程について事務局から説明をして下さい。

○安積賃金室長
次回は９月 25 日金曜日午後２時 30 分からとなりますがいかがでしょうか。
(各委員で各自の日程を確認)

○坂本部会長
では次回は９月 25 日金曜日午後２時 30 分からの開催とします。
金額審議の２回目となりますが引き続き公開とします。次回の審議に臨むにあたっ

て、労使それぞれでしっかりと意見調整をお願いしておきます。
　事務局から何か他に連絡事項はありますか。

○安積賃金室長
　特にございません。

○坂本部会長
　では本日の審議はこれで終わります。お疲れ様でした。

坂本　知可

毛塚　駿

吉川　和宏